

障がい者施策に対する意見への対応について

資料3

(1)第1回協議会前に提出された意見

※番号は第1回会議資料の「資料3」のもの

障害者施策推進協議会委員名 山根 裕

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会会長

| No | 分野 |
|----|--|
| 3 | 1.生活支援_(1)相談支援体制の構築 相談しても事務的なところがある、また障がい者の人がどこに相談すればよいかわからない人が多い。 【説明】 相談支援事業所や市町村の担当者が健常者だからなのか、どうしても本人の意に沿わない、事務的な対応をされてしまう。相談を受ける側に当事者がいれば違うのではないかとささ思ふ。もっと本人の苦労や思いを酌んだ対応してほしい。 |

| 担当課 | 回答 |
|--------|---|
| 障がい福祉課 | 相談支援専門員の研修において、当事者本位のマネジメントについて研修を行っていますが、必要があれば、研修の中でも演習等の中で、利用者本人の意向や気持ちに寄り添った支援を行うよう伝えていくこととします。 市町村の担当に対しては、機会を捉えて、このような意見があったことをお伝えします。 |

| 担当課 | 対応状況 |
|----------------|--|
| 障がい福祉課(生活支援担当) | 市町村の担当に対しては、先日障がい者プランの改定に関する担当者会議の際に、このような意見があったことについて伝達しました。また、市町村の担当者に対する研修等の機会も必要だと考えておりますので、特に新任の担当者が各種研修に参加できるように配慮を依頼しました。 |

| No | 分野 |
|----|--|
| 5 | 1.生活支援_(0)全般 その他多くの問題もあるが事前に関係者と協議してもらいたい。 【説明】 今回の条例(あいサポート条例)や手話言語条例もそうだが、条例を作ったり県で方針を決めること自体が目的ではない。もっと当事者や関係者に寄り添い、意見をきく機会を定期的に、より頻繁に設け、当事者の思いを施策に反映させてほしい。 |

| 担当課 | 回答 |
|--------|---|
| 障がい福祉課 | 今回の協議会も含め、様々な機会を捉えて、当事者や関係者との意見交換により御意見や御要望をより施策に反映させたいと思います。 |

| 担当課 | 対応状況 |
|----------------|--|
| 障がい福祉課(生活支援担当) | 障がい当事者の気持ちやニーズに寄り添った施策が今最も求められていると考えていますので、療育キャンプや交流会にもこれまで以上に積極的に担当課として出向き、肌で障がいのある方の生活に触れ、今後も障がい当事者や家族に寄り添った施策を心がけていと考えています。 |

障害者施策推進協議会委員名 諸家 紀子

(公社)鳥取県聴覚障害者協会理事

| No | 分野 |
|----|--|
| 10 | 7.教育、文化芸術活動・スポーツ等_(1)インクルーシブ教育システムの構築 教職員の研修に障害当事者の声を聞いたり、支援に携わる人の話を聞いたりすることを義務付ける研修を進めてほしい。 【説明】 子どもたちを指導する教職員の障害認識により子どもの将来・進路が左右される面がある。教職員の研修により、障害に対する正しい認識を持ち、一人の人間として尊重する発言をしていくことが必要である。そして、心のバリアフリーをより進め、人権教育との連携をもっと図っていく必要がある。 |

| 担当課 | 回答 |
|---------|--|
| 特別支援教育課 | 学校の人権教育や福祉教育において、障がい者の理解について位置づけて取り組んでいるところであり、そのためには指導する教職員の認識は重要であると考えております。 授業を行うにあたっては、十分に教材研究をする必要性があり、事前準備や校内研修等の機会を捉えて理解啓発を進めていきたいと思ひます。 |

| 担当課 | 対応状況 |
|---------|--|
| 特別支援教育課 | 学校の人権教育や福祉教育において、障がい者の理解について位置づけて取り組んでいるところであり、そのためには指導する教職員の認識は重要であると考えております。 授業を行うにあたっては、十分に教材研究をする必要性があり、事前準備や校内研修等の機会を捉えて理解啓発を進めているところ です。 あいサポート条例の制定と併せて、公立小中高当学校の全教職員へ「あいサポート運動ハンドブック」を頒布するとともに、県内公立小学校へ「読みのアセスメント・指導パッケージ」を配備し、活用促進の研修会を行う予定としています。 |

障害者施策推進協議会委員名 岡本 ちえ

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

| No | 分野 |
|----|---|
| 16 | 1.生活支援_(2)在宅サービス等の充実 医療ケアのある在宅の重症児者の生活を支える事業所(通所、短期入所、訪問介護、訪問看護等)の不十分な現状がなかなか解消されない。医療ケアのある在宅者も困っているが、在学中の同児童も困っており、卒後の進路を検討するにも空きのない状況である。どうしたのか。 |

| 担当課 | 回答 |
|---------------------------------|---|
| 障がい福祉課(障がい福祉サービス担当) 子ども発達支援課 | 県と日本財団との共同プロジェクトにおいて、医療的ケアが必要な障がい児者と家族が安心して地域で暮らせるよう、生活支援の拠点施設の整備を県内各圏域で検討しています。鳥取大学医学部内に開設した「小児在宅支援センター」で、医療的ケア児に対応する専門人材の養成を始めているところです。 併せて、短期入所についても、県の補助事業により、新たな実施病院を確保する取組を進めています。 |

| 担当課 | 対応状況 |
|---------------------------------|--|
| 障がい福祉課(障がい福祉サービス担当) 子ども発達支援課 | 県と日本財団との共同プロジェクト(拠点施設整備)については、圏域ごとに施設整備に関心している団体と協議を重ねており、平成32年までの整備を目標に具体的計画のとりまとめを進めています。なお、これに先行して、本年4月から専門人材の育成を始めている「小児在宅支援センター」では、10月までに約90名が研修を受講し、修了者は現場での支援を開始しています。 短期入所についても、各圏域に県補助事業による新たな医療機関を確保する取組を進めており、今年度2病院の参入を予定しています。 |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 20 | | 家族が1日6回～7回胃ろう注入をしている在宅の重症者がいる。注射器で注入するため、対応する母親の介護負担は大きい。先日、たまたま当事者の交流の場で器械による加圧式の胃ろうがあることをその母親が知った。負担軽減のため、現在の胃ろう注入に加圧式が取り入れられないか、今主治医に相談していると言う。在宅で日々に追われている家族は医療の新しい情報を得づらい。生活の負担が軽くなる情報、技術の進歩を随時伝えて欲しい。また、開発して欲しい。 |

障害者施策推進協議会委員名 南前 素子

| 担当課 | 回答 |
|----------|---|
| 子ども発達支援課 | 障がい児一人ひとりの症状は様々であり、県から随時一律に情報提供することは難しいと考えていますが、県立療育機関等にお出向きの際、ご不便に感じている点等具体的にご相談いただければ、個別に対応することは可能です。 |

(特非)鳥取県自閉症協会理事

| 担当課 | 対応状況 |
|----------|--|
| 子ども発達支援課 | 前回ご回答しましたとおり、県立療育機関等にお出向きの際、ご不便に感じている点等具体的にご相談いただければ、引き続き個別に対応することは可能です。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__(2)教育環境の整備 |
| 29 | | 特別支援学級・LD等特別支援に関わる非常勤の先生方がおられます。また、市町村でも特別支援教育支援員の配置がされています。その先生方には、日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学活動上のサポートをしていただくという、大事な部分を担っていただいております。教員免許状のある先生もおられますが、資格を問わない任用で、勤務時間等の関係から研修の機会がないと聞いております。自閉症・発達障がいのある児童生徒に対し、適切な良い支援をしていただくためにも、非常勤・支援員の先生方にも研修は必要と思います。ぜひ、県もしくは市町村で、先生方の研修会を計画していただきたいと思います。 |

障害者施策推進協議会委員名 足立 修栄

| 担当課 | 回答 |
|---------|--|
| 特別支援教育課 | 市町村教育委員会と連携を図りながら、必要な研修の在り方について検討していきたいと思っております。 |

(社福)もみの木福祉会 業務執行理事

| 担当課 | 対応状況 |
|---------|---|
| 特別支援教育課 | 市町村教育委員会と連携を図りながら、必要な研修の在り方について引き続き検討しているところです。 |

(2)第1回協議会で発言された主な意見

障害者施策推進協議会委員名 足立 修栄

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 3. 安全・安心__(1)防災対策の推進 |
| 1 | | 災害発生時の福祉避難、障がいのある方の避難に関して。グループホームの利用者等は災害発生当初、いわゆる一般避難所に避難をされると考えられるが、ここの障がい者への対応について、地方によってかなり取組に違いがある。例えば、ある町では、療育センターで看護師の仕事をしていた方が退職後たまたま民生委員になっており、障がい者への理解・見識がある方で、我が事として捉えた対応をしていただいたとのこと。そういう方が、どの地域の民生委員や近隣にでもいれば、いざというときスムーズなのではないかと感じた。 |

障害者施策推進協議会委員名 諸家 紀子

(公社)鳥取県聴覚 障害者 協会 理事

| 担当課 | 回答 |
|----------------|--|
| 障がい福祉課(生活支援担当) | 災害発生時の障がいのある方の避難行動に関する課題や、福祉避難所等での合理的配慮に関する問題提起は県地域自立支援協議会においてもなされました。障がい者プランの改定に盛り込むとともに、各市町村でも障害福祉計画等の策定を今年度行っているところですので、市町村の担当者会議で、施策推進協議会や自立支援協議会での意見として伝達し、各市町村の障害者計画等に盛り込んでいただくよう依頼しました。 |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(3)障がい児支援の充実 |
| 2 | | 聞こえない子どもたちに対する放課後デイサービスとしての支援が足りないなと思っている。一般のデイサービスに入った場合、情報保障の面でやはり非常に難しい状況になっている。できれば、聞こえない子どもだけでデイサービスを受けられる、そういった環境づくりをしていただければありがたいなと思っている。 |

| 担当課 | 回答 |
|----------|--|
| 子ども発達支援課 | 鳥取聾学校(本校)の生徒について確認したところ、平成29年10月時点で、幼稚部幼児数5名のうち5名、小学部児童数6名のうち5名が、放課後等デイサービスを利用されています。また、事業所においては、手話、口話、ジェスチャー及び筆談を用いて、聞こえない子どもとのコミュニケーションを図っています。聞こえない子どもたちが既存の放課後等デイサービス事業所において満足いくサービスを受けられるよう、聾学校や事業所の状況、該当者のニーズ把握等に努めていきたいと考えます。 |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 村岡 信壽 |
| 障害者施策推進協議会委員名 | 市川 正明 |

鳥取盲ろう者友の会 会長
(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会 会長

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(4)サービスの質の向上等 |
| 3 | | (村岡委員) 盲ろう者が将来的に単身となったとき、生活するのに非常に困っている。盲ろう者のグループホームが全国で初めて大阪にできた。今普通の施設に入っても情報保障ができず、大変困るのではないかと考えている。将来、そういう盲ろう者に特化したような施設も必要になるかなと考えている。 (市川委員) 最近気になっているのは、視覚障がい者の高齢化が県内でかなり進んでいること。施設に入るという段階になったときに、「盲老」の専門の施設がない。全国的に見てないのが、多分富山と沖縄、鳥取ぐらいではないかなと思う。そのあたり、我々高齢化の進展とともに、最近気になり出した人が増えてきた。 |

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(情報AC担当) | 他県等の先進事例も参考に、皆様とともに研究していきたいと考えています。 |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 市川 正明 |
|---------------|-------|

(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会 会長

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(4)サービスの質の向上等、(5)人材の育成・確保 |
| 4 | | 点訳者養成とか音訳者養成など、情報保障をしていくために、もっと底上げが必要ではないかなと考えている。特になかなか点字となると習得が難しく、今の点訳される方も高齢化が進んでいるのが現状だと思う。そういうことから、音訳者あるいは点訳者の養成について、今後、力を入れていく必要があるのではないかなと思う。 |

| | |
|----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(情報AC担当) | 市町村において、地域生活支援事業により点訳・朗読奉仕員を養成するための講習会を実施しているところであり、着実に養成が図られるよう取組を継続して支援していきたいと考えています。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実 |
| 5 | | 視覚障がい者に対するサービスとして、代読・代筆など、一種の同行援護的なサービスについて。代読代筆の派遣のサービスといった事業も今後必要になってくるのではないかなと考えている。 |

| | |
|----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(生活支援担当) | 日盲連を通じて国要望を行っていただくとともに、具体的なニーズについて、県及び市町村に要望や協議を行っていただき、当事者に必要なサービスが行き渡るように知恵を出し合っていきたいと考えています。 |

| | |
|---------------|--------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 森田 多賀枝 |
|---------------|--------|

県高次脳機能障害者家族会 会長

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(2)精神保健・医療の提供等 |
| 6 | | 高次脳障がい者支援に係る医療や福祉、保健、教育の連携について。以前は医師会や福祉関係者が集まって話す場があったが、現在はそういう場がない。各地区拠点の連絡会でも医療関係者はあまり関わることがない。また高次脳機能障がいについて診断等の協力医療機関が挙げられているが、実際にその医師にかかると、専門ではない、検査できないと言われ、診断書を正確に書いてもらうのが難しい状況。するとやはり支援拠点に負担が集中する。支援拠点が野島病院に変わったことによる現在の状況と、これからの連携体制について再検討する必要があると思う。 |

| | |
|----------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(精神保健担当) | 県が実施している高次脳機能障がい支援普及事業では、東部・中部・西部の二次医療圏毎に、市町村担当課、拠点の相談支援コーディネーター、医療機関、障がい者相談支援事業所等、高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討や意見交換会等を実施し、関係機関との連携を深めているところですが、いただいた御意見を各圏域にも伝達し、必要に応じて更なる連携を図る取組についても考慮していきたいと考えています。また、高次脳機能障がい支援普及事業について、具体的な提案等ありましたら、県に要望や協議をいただくことで、必要な対応を行ってきたいと考えています。 |

| | |
|---------------|-------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 秋田 松夫 |
|---------------|-------|

県精神障害者家族会連合会 副会長

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 4. 生活環境__(0)全般 |
| 7 | | 障がい者に対する割引等の措置について、精神障がいについてはJR料金の割引程度だと思う。では具体的にどのような割引等があり、どのようなニーズがあるかと言われると、よくわからないところ。自動車税や高速道路料金の割引など、どのようになっているかわからないので、できれば調べてほしいと思う。 |

| | |
|---------------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課(生活支援担当・認定担当) | NPO法人鳥取障害者就労事業振興センターが作成・販売を行っている「よりよい暮らしのために」という障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービス等をまとめた冊子にまとまっています。このたび平成29年度版が作成され、県で購入したものを各委員に一冊ずつお渡ししますので、参考としてください。 |

| No | 分野 | 1. 生活支援_(4)サービスの質の向上等 |
|----|----|---|
| 8 | | 例えば、家族の方に急に入院が必要になった場合に、高齢者の方で介護保険の認定を受けておられたら、ショートステイが利用しやすいなどの状況がある。一方、障がいのある方の家族に、入院が必要になった場合に、この子がいるから私は入院できませんと言われる場合とかがある。家族の方が入院等で急に家を空けなければならないという場合の柔軟な対応について、介護保険の方が充実してきてるかなと思えるようなところがある。障がい者の場合でも、何らかの柔軟な対応がとれるような仕組みができないものかと感じている。 |

| 担当課 | 回答 |
|----------------------------|---|
| 障がい福祉課(障がい福祉サービス担当・生活支援担当) | 緊急時の利用の可能性がある場合に、事前に市町村に、短期入所サービスの支給決定を受けておく必要がありますが、柔軟に対応できる場合もあります。ただ、実際のところ土日など利用ニーズが高い週末や、医療的ケア児者など支援が難しいとされている障がいのある方については、柔軟に短期入所サービスを利用できないことが実態としてはあると考えられます。必要としている方に必要ときに利用していただけるよう、短期入所事業所の拡大などを今後も行っていきます。 |